

神勞発基 0309 第 3 号
令和 4 年 3 月 9 日

関係機関・団体長 各位

神奈川労働局長



事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について

日ごろから労働基準行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、事務所衛生基準規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 29 号）が令和 4 年 3 月 1 日公布され、同年 4 月 1 日から施行することとされたところです。

つきましては、貴団体等におかれましても、別添 1 のとおり本改正の趣旨を御理解いただくとともに、厚生労働省ホームページに掲載の内容及び令和 3 年 12 月 1 日に改正のあった事務所衛生基準規則等の内容を含んだ別添パンフレットを活用いただきながら、職場における労働衛生基準が事業場において適切に確保されるよう、傘下会員事業場等関係者に対する本改正内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【関係ページ】事務所における労働衛生対策 | 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html